

議会ICTに関する申し合わせ

1. 定義

この申し合わせは、議会基本条例に基づき、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割強化及び充実を図るに当たり、本市議会におけるICT化を積極的に推進することで、議会改革をさらに推し進め、議会運営の効率化、議論の活性化、ペーパーレス化等の実現に寄与することを目的に、必要な事項を定める。

2. 市役所本館10～12階議会フロア専用Wi-Fiの使用について

(1) Wi-Fi環境の使用目的

- ①クラウド型情報共有システムの使用
- ②WEB会議システムを使用した会議等の開催
※議会が主催する会議等に限る
- ③議会事務局職員の業務上での使用

(2) 使用できる者

堺市議会議員、堺市議会事務局職員

(3) パスワード

Wi-Fiに接続するためのパスワードについては、同一任期中の議員が共通で使用する。また、堺市議会議員の改選ごとにパスワードを設定する。

(4) Wi-Fi利用の際の注意点

- ①Wi-Fiへ接続するためのパスワードを本市議会議員及び事務局職員以外に漏らしてはならない。
- ②ID及びパスワードは各自が適正に管理しなければならない。

(5) その他

上記に定めるもののほか、Wi-Fiの使用について問題等が発生した場合やその他必要な事項は、議会運営委員会において定めるものとする。

3. クラウド型情報共有システムの使用について

-
-
-